

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第19条第1項の景観重要建造物の指定の方針及び景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第28条第1項の景観重要樹木の指定の方針について定める。

4-1 景観重要建造物

■指定の方針

建造物のなかで、歴史的に貴重なもの、地域で広く親しまれシンボルとなっているもの、優れたデザインのもの、珍しい形や優れた技術が用いられているものなど、住民にとって貴重な歴史的遺産や、コミュニティの拠り所となる建造物についてはこれを保全し、後世に伝えていく必要がある。

こうしたものについて、所有者、管理者の意向をききながら、積極的に景観法に基づく「景観重要建造物」の指定を行うことによってその保存を図る。

景観重要建造物の指定にあたっては、愛知県の「近代化遺産」をはじめとする貴重な建造物や、特に伝統的な外観を残す建造物が集積している緒川や生路等の建造物を中心として、所有者の意向をききながら検討を進める。

■指定基準

外観が優れており、公共の場所から容易に見ることができるもののうち、次のいずれかに該当するものについては、景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物の指定を積極的に行うものとする。

- ①歴史的景観に寄与しているもの
- ②地域の伝統的建築様式など、造形の規範となっているもの
- ③再現することが容易でないもの
- ④地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの
- ⑤文化財保護法等の既存の法制度で保全されるもの（文化財、天然記念物）以外で、保全の必要性が高いもの

【景観重要建造物のイメージ】



神谷邸（愛知県近代化遺産）



緒川地区の趣のある建造物

4-2 景観重要樹木

■指定の方針

町内に点在する大きな樹木は長い時間をかけて育まれ、地域住民の生活に密着し、多くの安らぎを与えてくれる。こうした樹木は住民にとっても貴重な歴史的遺産であり、健全で樹容が景観上特にすぐれているものは、これを保全し、後世に伝えていく必要がある。

これまでの緑の保全と緑化については、平成17年3月に策定した東浦町緑の基本計画に基づき各種施策を推進している。

また、住民が快適な生活を営むために必要な樹木及び樹林を保護育成するため平成元年9月から東浦町樹木等保存要綱を施行し、住民の理解と協力を得ながら大切な緑を保全している。この要綱による保存樹木及び樹林の指定を継続して推進するとともに、必要に応じて景観重要樹木の指定も行うものとする。

なお、景観重要樹木は個別の樹木に対する指定制度であるため、樹林地の保存については都市緑地法の緑地保全地域や特別緑地保存地区制度の活用による保全を検討していく。

■指定基準

樹容が景観上特に優れており、公共の場所から容易に見ることができるもののうち、次のいずれかに該当するものについては、景観法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定を積極的に行うものとする。ただし、公共の場所から容易に見ることのできる位置にあるものに限る。

- ①地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木
- ②株立ちした樹木は、地上から約1.5mの高さにおける幹の周囲の和に0.5を乗じた数が、1.5m以上の樹木
- ③樹木自体の歴史的価値や文化的価値が低くても、地域のシンボリック的存在となっているもの

【景観重要樹木のイメージ】



第5章 公共施設・公共建築物及び屋外広告物に関する方針

5-1 公共施設及び公共建築物

良好な景観形成を進めていくうえでは、道路、公園、河川等の公共施設、公共建築物等の整備や維持、改修にあたっての景観上の配慮が重要となることから、これらの公共事業を行うにあたって、施設、建築物の形態、色彩、素材等の選択など景観に十分配慮することとする。

また、こうした公共施設、公共建築物のうち、特に景観形成上重要と判断されるものについては、景観法第8条第2項第4号に規定する景観法第47条の景観重要公共施設の整備についての方針を定め、今後必要に応じて管理者と協議し景観重要公共施設の整備を進めていく。

■景観重要公共施設の指定の方針

道路、河川、公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つであることから、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため、良好な景観の形成に重要な次のいずれかに該当する公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めていくこととする。

- ①その公共施設自体が東浦町の重要な景観であるもの
- ②景観重要建造物、景観重要樹木等の優れた景観資源に近接し、それらと一体的に整備、改修を行うことで、優れた景観の形成が期待できるもの
- ③優れた眺望景観を得られる公共の視点場
- ④地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの

整備に関する事項は、当該景観重要公共施設の整備に当たって景観上配慮すべき事項について定めるものとする。

また、占用等の許可の基準は、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるものとする。

■整備に関する事項の例

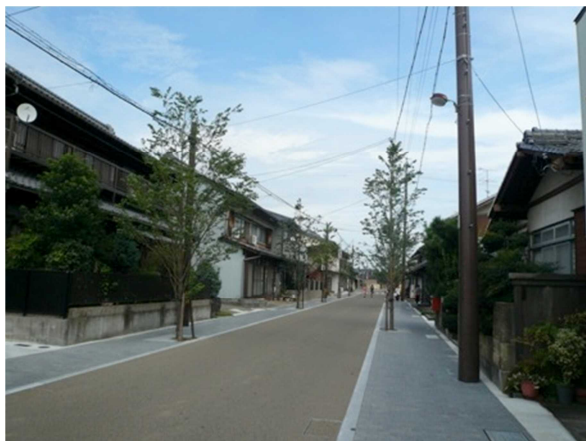
- ・沿道及び眺望景観等との調和に配慮した道路や河川の修景整備や、それらに附帯する街路灯や舗装等の整備方針について定める。
 - ・緒川や生路などの趣のある建物が集積している区域においては舗装等を落ち着いた自然色の舗装材により美装化することで、通行車両の速度抑制にもつながる。
- また、道路占用物である電柱を茶系のカラーポール化することなどが考えられる。

道路修景事業の事例

- 景観に配慮した道路の美装化、サイン設置など
- 景観に配慮した公園、河川の整備・改修など

(岐阜県各務原市／奈良県宇陀市)

【道路の美装化】



(各務原市)



(宇陀市)

【道標】



(各務原市)

【ポケットパーク】



(各務原市)

5-2 屋外広告物

屋外広告は商業等を営むうえで必要であり、にぎわいのある商業地の演出など景観面の効果がある一方、過度に目をひく広告物の無秩序な設置により、良好な景観を阻害する要因にもなる。このことから、東浦町の良好な景観形成を進めていくために、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置(以下、「屋外広告物の表示等」という。)にあたってその形態、色彩、素材等の選択など景観に十分配慮することとする。

なお、屋外広告物に係る行為の制限については、愛知県屋外広告物条例に定められた事項によって担保するとともに、これと連携して景観まちづくりのなかでも、ゾーンごとの「場」の景観と調和した良好な屋外広告物の表示等を促すため、景観形成基準として定めることとする。

また、今後、重点区域における景観形成基準を定めるにあたっては、区域内における屋外広告物の現況調査を行ったうえで適切な基準を設けることとする。

■屋外広告物に関する景観形成の基本的考え方

周囲から過度に突出した形態や色彩を避けたり、屋外広告物の表示等をする位置やデザインに統一感を持たせたり、複数の広告物を集約したりするなど、屋外広告物の表示等は必要最低限とし、効率的に設置すること、まち並みや周辺の環境の特性に配慮したデザインに工夫すること等の質の高い屋外広告物の表示等を適切に誘導する。

■「場」の景観への配慮事項

【市街化区域】

屋敷と郷中においては、神社、仏閣、それと一体となった境内林などの景観や、坂道、路地などに残る風情があるまち並み等、現に良好な景観が形成されている環境に近接するため、これを損なうことなく良好な景観の保全及び形成に配慮する。

また、新しいまち並みの幹線道路沿道や駅前地区においては、屋外広告物の表示等による周辺の景観への影響を考慮し、節度と品位を保ちながら、活気や個性ある地域の「顔・玄関口」づくりに努める。

新しいまち並みの住宅地においては、禁止地域外にあっても、節度と品位を保ちながら、やすらぎやうるおい、魅力のある暮らしの景観形成に努める。

【市街化調整区域】

ぶどう畑のある田園、根と狭間、岸辺においては、農地、里山、河川や衣浦湾の岸辺などで構成される風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。

新しいまち並みの住宅地においては、禁止地域外にあっても、節度と品位を保ちながら、やすらぎやうるおい、魅力のある暮らしの景観形成に努める。

■広がりのある景観への配慮事項

遠景の視対象になる場合、屋敷と郷中、田園、根と狭間、岸辺など、周囲の風景との調和に配慮し、これを損なわないよう努める。

■点景への配慮事項

近代産業遺産、近代化遺産など、特色のある点景が所在する地域においては、その文脈を損なわないよう努めるとともに、これを継承・活用した屋外広告物の表示等に努める。